

審査請求書

平成 28 年 11 月 22 日

環境大臣 殿

審査請求人

The Informed-Public Project 代表

河村 雅美

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

氏名（名称）：The Informed-Public Project 代表

河村 雅美

住所

2 審査請求に係る処分

環境大臣の平成28年9月9日付けの審査請求人に対する行政文書不開示決定処分(環水大総発第1609092号)

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成28年9月15日

4 審査請求の趣旨

「2に記載の処分を取り消す。」との裁決を求める。

5 審査請求の理由

・ 「開示請求のあった行政文書に該当する資料は、非公開を前提とし、作成されたもので」との理由で不開示となっているが、不開示文書は、存在する文書名が挙げられていないため、文書の存在が特定されている裏付けとなるものが示されていない。どのような文書が何件存在し、環境省が米軍といかなるやりとりをしているのかが全く把握できない。このような開示の仕方は、情報開示として問題であると考えます。

・ 不開示部分の決定は、米軍と協議してされたものなのか、上記不開示の理由からでは不明である。不開示とした決定は、いつ、どのような理由で、米軍と協議してされたのか、環境省の判断のみで、不開示を決定していないかどうか確認できない。

・ 世界自然遺産の制度は「世界遺産の保護と適切な利用を責任をもって進めるために、地域住民や市民などのステークホルダーの計画策定時からの継続的な関与が必要」と

UNESCO のガイドライン（UNESCO, The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, 2015）にも記されており、市民からの情報開示請求にこのような不開示の方法で応えることは、同制度の主旨にそぐわない。

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規程により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。」との教示があった。